

徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号） 新旧対照表

改正後	現行
（適用除外） 第八十三条 第二章から前章まで及び第七十五条から第八十一条までの規定は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。	（適用除外） 第八十三条 第二章から前章まで及び第七十五条から第八十一条までの規定は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。
2 第三章第一節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二十二条の第三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第二十二条の二第二項第四号の整備（同法第二十一条第六項に規定する県の基準に基づき定められた同条第五項第二号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。	（新設）